

別紙

諮問第1517号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 別表2に掲げる本件一部開示決定1において非開示とした部分のうち、本件非開示情報2及び3並びに本件非開示情報4中の建築物の名称及び設計者氏名(英語表記を含む。)については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。
- (2) 別表2に掲げる本件一部開示決定2において非開示とした部分のうち、本件非開示情報4中の建築物の名称及び設計者氏名(英語表記を含む。)については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1に対し、実施機関が令和2年7月1日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定1について、また、別表1に掲げる本件開示請求2に対し、実施機関が同年6月10日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定2について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求1に対し、令和2年7月1日付けで別表2に掲げる本件一部開示決定1を行った。また、別表1に掲げる本件開示請求2に対し、同年6月10日付けで別表2に掲げる本件一部開示決定2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年11月16日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年5月31日(第227回第一部会)から同年10月31日(第231回第一部会)まで、5回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア 本件一部開示決定1及び2について

実施機関の説明によると、本件開示請求1及び2の開示請求者は同一であり、請求内容は公文書情報提供サービスを利用して特定の個人が行った特定の情報提供依頼（以下「本件提供依頼」という。）に係る決裁文書を求めるものであって、対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）も同一である。本件開示請求1の請求内容には、公文書情報提供サービスにより情報提供依頼を行った際に付番される到達番号が記載されており、実施機関では、当該請求内容は本件提供依頼の依頼者以外は知り得ない情報であって却下又は存否応答拒否となるものと考えたことから、上記の決裁文書の件名を教示した上で請求内容の補正を求めたところ、開示請求者は、補正依頼に応じない旨の意思表示をするとともに本件開示請求2を行ったとのことである。

実施機関は、本件開示請求1及び2は別の請求であり、それぞれの請求内容に応じて対象公文書や非開示情報の範囲は異なるものになるとして、本件開示請求1について本件対象公文書を特定し、本件非開示情報1から5を非開示とする本件一部開示決定1を、本件開示請求2についても本件対象公文書を特定し、本件非開示情報1、4及び5を非開示とする本件一部開示決定2を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求1について実施機関から補正依頼を受けた際の教示内容と同一の内容により本件開示請求2を行ったのであるから、本件一部開示決定1及び2の内容は同一となるべきであり、どちらかの決定が誤っている又は上記補正依頼における教示内容が誤っていることを意味すると主張している。

審査会が検討するに、開示請求者が対象公文書を特定するに当たって示した請求内容は、本件開示請求1においては、公文書情報提供サービスにより情報提供依頼を行った際に付番される到達番号を基にしたものであるが、これは、本件開示請求2において開示請求者から示された請求内容と実質的に同一の内容を示すものであるから、対象公文書も同一であると判断されるものであり、本件一部開示決定1及び2において、

開示、非開示について異なる判断をすべきものとは認められない。

そこで、次項において、本件非開示情報 1 から 5 の非開示妥当性を検討する。

イ 本件非開示情報 1 から 5 の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、個人の氏名、電話番号及びメールアドレスであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

本件非開示情報 2 及び 3 は、本件提供依頼の内容及び依頼に係る公文書情報であり、本件一部開示決定 1 では条例 7 条 2 号に該当するとして非開示としているが、本件一部開示決定 2 では開示としている。

審査会が本件非開示情報 2 及び 3 を見分したところ、本件開示請求 1 が到達番号という本件提供依頼の依頼者以外は通常知り得ない情報を基にしたものであるとしても、そのことをもって本件非開示情報 2 及び 3 が、当該依頼者を識別することができる情報とは認められず、また、個人の人格と密接に関わる情報とはいえないことから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。なお、本件非開示情報 3 中の建築物の設計者氏名については、特定の個人を識別することができる情報であるが、実施機関に確認したところ、建築計画概要書の閲覧制度により公表されているとのことであることから、条例 7 条 2 号ただし書イに該当すると認められる。

以上のことから、本件非開示情報 2 及び 3 は、条例 7 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、本件提供依頼に係る公文書情報のうち、図面であることが認められ、本件一部開示決定 1 では条例 7 条 2 号に該当するとして非開示とし、本件一部開示決定 2 では条例 7 条 1 号及び 4 号に該当するとして非開示としたもので

ある。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、本件提供依頼に係る公文書情報であって、前記（イ）の検討を踏まえると、条例7条2号には該当しないが、建築物の配置、室名、構造等の建築予定の建築物内部の状況が詳細かつ具体的に記載された部分については、公にすることにより、建築物内への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、建築物の利用者や所有者の安全が脅かされ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同条4号に該当すると認められる。したがって、当該部分については、本件一部開示決定1において同条2号に該当するとしたことは相当ではないものの、同条4号に該当すると認められることから、また、本件一部開示決定2においても同条4号に該当すると認められることから、同条1号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

しかしながら、建築物の名称及び設計者氏名（英語表記を含む。）については、建築計画概要書の閲覧制度により同等の情報が公表されていることから、同条4号に該当するとは認められず、同条1号に該当するとも認められないので、開示すべきである。

#### （エ）本件非開示情報5について

実施機関は、本件非開示情報5は公文書情報提供サービスに係る情報提供依頼書に記載され、行政専用のネットワークを介して当該情報提供依頼書を閲覧するためのURLであると説明する。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件非開示情報5は、情報提供依頼書を印刷する際に表示される共通のURLであり、同URLが表示された画面を閲覧する権限は一部の職員のみを与えられているものであることが分かった。

これを公にすることとなると、公文書情報提供サービスに係るフォルダ構造が推察され、サーバへの攻撃に悪用されるなどのおそれが否定できず、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当すると認められ、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表1 本件開示請求1及び2

本件開示請求	
1	公文書情報提供サービス（到達番号：〇〇）に係る決裁文書一式
2	〇都市建指第〇号「情報提供依頼に係る公文書の情報提供について」（令和〇年〇月〇日付け）

別表2 本件一部開示決定1及び2

本件対象公文書：〇都市建指第〇号「情報提供依頼に係る公文書の情報提供について」

本件非開示情報		本件一部開示決定1	本件一部開示決定2
番号	対象情報	非開示理由	非開示理由
1	個人の氏名、電話番号、メールアドレス	7条2号	7条2号
2	決定文中「2 情報提供に係る文書」の非開示部分	7条2号	開示済
3	情報提供依頼に係る公文書の件名又は内容、情報提供を行った文書（図面を除く。）	7条2号	開示済
4	上記3で除かれた図面	7条2号	7条1号、4号
5	情報提供依頼書に記載されたURL	7条2号、4号	7条2号、4号